

第 1 回経済安保海外事業促進制度に関する 検討会合 議事のポイント・検討会合資料

第1回経済安保海外事業促進制度に関する検討会合 議事のポイント

特定海外事業の促進に関する基本指針（案）

【取組の方向性】

- ✓ 本制度は挑戦的な枠組みであり、**非常に重要な取組**として評価している。
- ✓ 特定海外事業の促進に関する**基本指針の内容**については、**分かりやすく整理**されており、**支持**する。

【運用上の留意点】

- ✓ 予算要求に際しては、**認定件数や事業規模、JBICによる出融資規模などの見通しが必要**。
- ✓ 在外公館、JICA、JETRO等との連携を積極的に推進すべき。
- ✓ **ODAは、相手国政府からの要請主義の枠組み**であるため、**経済安全保障の観点**で本制度と連携する場合には留意する必要がある。
- ✓ **多額の予算が新勘定に措置された場合**にも、損失額を資本金等の範囲内にとどめるという**歯止めが効くように運用**すべきである。
- ✓ サプライチェーン上の課題解消や標準化の推進、税制優遇や用地提供などの**環境整備への政府の関与が重要**。
- ✓ **認定取消し**については、事業期間中には大きな環境変化が起こりうることも踏まえ、事業者の意欲を損なわないよう**慎重な運用が求められる**。
- ✓ **モニタリング**は、**事業者の過度な負担とならないよう適切に運用**すべき。
- ✓ **政府・JBIC**では、モニタリングや評価を適切に行うための**専門人材の確保**や各省庁の事情や体制の違いも踏まえた**体制整備が不可欠**。
- ✓ 初期段階では、**モデルとなる先行事例や成功事例を重点的に形成**していくべき。

【今後検討すべき事項】

- ✓ **JBICに対する評価**について、国際情勢が極めて動的であることを踏まえ、**評価の頻度や実施の枠組みについて検討**すべき。
- ✓ **海外の地上設備を用いた衛星通信サービス事業**については、現行法上、当該設備が人工衛星管理設備に該当する場合、**日本の許可が不要となるが、これが課題とならないか確認**すべき。

特定海外事業の促進に関する基本指針（案）の概要

**経済安全保障法制に関する有識者会議
分野別検討会合（経済安保海外事業促進制度）
第1回資料**

2026年6月30日

重要な海外事業の展開支援（新設）

【経済安全保障推進法の改正】

・「我が国の**経済安全保障上重要**であるが、採算性に**不確実性**があるため、既存の支援ツールだけでは、**民間企業から十分な投資が行われない海外事業**」を支援するための**新たな制度を創設**。

・**国際的な輸送網の強靱化、重要サービスの提供に用いられる施設等の整備・運用、重要技術の海外展開**を行う海外事業を対象とする。

（想定される海外事業のイメージ）

外航船の
燃料補給拠点



衛星通信システム
の地上設備



オープンRAN
システムの導入



・事業者は、**特定海外事業計画を作成し、主務大臣に申請**。関係省庁が連携して**経済安全保障上の重要性を判断**した上で、当該計画を**認定**。

・認定事業者は、**国際協力銀行（JBIC）からの劣後出資（※）等**や、主務大臣からの**情報提供・助言等の支援**を受けることが可能。

（※）通常の出資よりも後に利益の分配を受け、損失を先に負担する出資形態

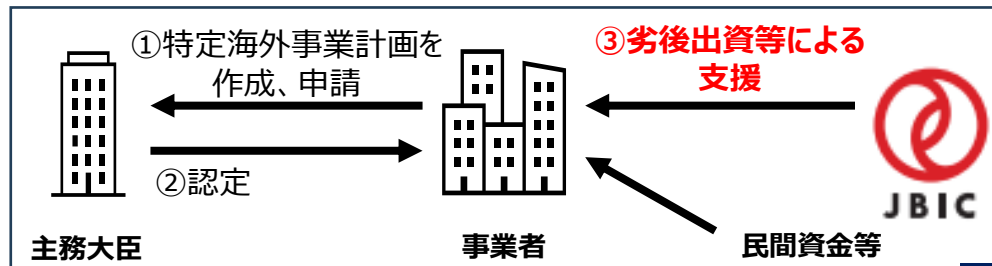
【JBIC法の改正】

・JBICの目的として、**経済安全保障の推進への寄与を新たに追加**した上で、JBICに**新勘定（※）**を設け、同勘定から、**劣後出資等を供与**することで**民間資金の動員を図る仕組みを創設**。

（※）新勘定については、一般会計予算から資本金を支出予定

	一般勘定 JBICが通常 行う一般業務	特別勘定 海外インフラ事業等 を対象として、リスク・ テイク機能を強化した 特別業務	新勘定 経済安全保障上 重要な海外事業の 支援のため新設
収支相償 の原則	○	○	—
償還確実性 の原則	○	—	—

収支相償の原則：勘定全体で収支のバランスが保たれていることを求める原則
償還確実性の原則：融資等に係る資金の償還が確実であることを求める原則



第1章 特定海外事業の促進の基本的な方向に関する事項

- 政府は、認定特定海外事業者に対して**強力なリスクテイクを可能とする金融支援、情報の提供**等を行うことにより、官民一体となって**経済安全保障上重要な海外事業の確実な実施を図る**こととする。
- 主務大臣は、実施可能性調査（FS）や実証段階への支援措置を行う関係行政機関の長とも連携し、**経済安全保障上重要な事業の海外展開を連続して支援できるよう協力**するものとする。
- **在外公館やJICA、JETRO、NEXI**等の事業の海外展開に関する知見・情報を有する機関においても、民間事業者等からの求めに応じ、**必要な情報の提供について協力**するものとする。

第2章 特定海外事業の促進に関し国が実施する施策に関する事項

- 主務大臣は、認定特定海外事業者に対し、**必要な情報の提供、助言その他の支援を行う**こととする。

第3章 特定海外事業として促進すべき取組の内容に関する事項

➤ 次の3つの事業のいずれかに該当する海外事業を対象として支援を行うものとする。

①国際的な輸送網の強靱化に資する事業

港湾その他の**国際的な物資の輸送**に必要な施設又は設備の整備又は運用を行う事業であって、

我が国の国民生活及び経済活動にとって重要な**国際的な輸送網の強靱化**が図られるもの

②我が国での**重要サービス**の提供のため海外で施設等を整備運用する事業

我が国における**特定社会基盤役務※1**の提供の用に供される施設又は設備のうち海外に設置されるものの整備又は運用を行う事業であって、

当該特定社会基盤役務の**提供能力の維持若しくは強化**又は我が国の**外部への依存の低減**が図られるもの

③重要技術の海外展開を図る事業

特定社会基盤役務の安定的な提供において重要な技術※2を利用して施設又は設備の整備又は運用を行う事業であって、

当該整備又は運用において**当該技術が用いられなければ**、将来の我が国における特定社会基盤役務の提供において、当該技術を我が国の外部に依存する可能性が生じ、**我が国が当該技術を安定的に利用することが困難となるおそれ**があるもの

※1 「特定社会基盤役務」は、国民生活及び経済活動の基盤となる役務であって、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものを表す幅広い概念。

※2 「特定社会基盤役務の安定的な提供において重要な技術」は、当該役務を提供する上で必要な施設等、当該施設等に備わる機材や部品、又はこれらの素材等の生産・加工技術や原材料の採掘技術等も含む幅広い概念。

第4章 特定海外事業計画の認定に関する基本的な事項

- 認定する計画の実施主体について、**法人の形態や所在地による制限は設けない**こととする。
- 特定海外事業計画が次の①から③までのいずれにも適合するものであると認めるときは、その**認定をする**ものとする。
 - ① 特定海外事業の内容が**本基本指針に照らし適切**なものであること
 - ② 特定海外事業の**実施体制**並びに特定海外事業に必要な**資金の額**及びその**調達方法**が特定海外事業計画を円滑かつ確実に実施するため適切なものであること
 - ③ 特定海外事業に関する**情報を適切に管理するための体制**が整備されていること
- 特定海外事業の内容や実施期間等について総合的に勘案し、**経済安全保障の確保に関する総合的かつ効果的な推進により資するものであると認められる事業を優先的に認定**するものとする。
- 出融資額その他の条件が、**損失見込額が資本金等の範囲内になると見込まれる適切なもの**であることを確認した上で**認定**することとする。
- 認定に際し、**JBIC**に対し、当該計画の**実現可能性や収益性の評価、必要となる支援ツール、支援額とその他の条件**、その他**必要な情報の提供を求める**こととする。
- 認定に当たって、対象となる特定海外事業の所管大臣等、**関係行政機関の長に協議**を行うこととする。

「特定海外事業の促進に関する基本指針（案）」の概要④

第5章 認定特定海外事業の実施に必要な資金の貸付け等に関して 株式会社国際協力銀行が果たすべき役割に関する基本的な事項

- JBICは、**実現可能性や収益性の評価等の必要な情報を提供**することとする。
- 劣後出資等による支援の要請を受けた場合には、JBICは、**現行業務において支援可能かについて検証**を行い、主務大臣が認定を行った場合は、**契約を締結し、資金拠出**を行うこととする。
- JBICは、払込みの実行、モニタリング等の適正な執行に努めるとともに、**適正な資金管理**を行うものとする。

第6章 特定海外事業の促進に当たって配慮すべき基本的な事項

- 本制度がJBICの現行勘定の財務の健全性に悪影響を及ぼすことがないよう、主務大臣は、本業務の特性やその実施状況を踏まえ、**必要な資金の確保に万全の措置を講ずるよう努める**ものとする。
- 本制度の運用に当たっては、**条約その他の国際約束等との整合性に十分に留意**するものとする。
- 認定に当たっては、主務大臣は、当該事業を実施することによってもたらされる**我が国の産業や事業者への貢献及び国内への裨益が適切に確保**されるかについて考慮するものとする。

第7章 その他特定海外事業の促進に関し必要な事項

- 主務大臣は、定期報告等を通じ、**実施状況について確認**を行い、必要に応じて、**特定海外事業計画の的確な実施のための措置**を講ずるものとする。

令和8年6月10日 経済安全保障推進法等改正法 成立

6月25日 有識者会議（基本方針変更の検討等）

6月30日 有識者会議分野別検討会合（OESA基本指針の検討等）

7月 有識者会議（OESA基本指針の検討等）
（OESA基本指針のパブリックコメント実施）



8月下旬 （OESA基本指針のパブリックコメント終了）

9月中旬 OESA基本指針 閣議決定（予定）

趣旨

- 昨今の国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要。
- 経済安全保障上重要な海外事業 (特定海外事業) を支援するための新たな制度を創設。

概要

1. 特定海外事業の促進に関する基本指針を策定

特定海外 事業	海外において事業者が行う次に掲げる事業
	(1) 国際的な輸送網の強靱化のための施設等の整備・運用
	(2) 重要サービスの提供に用いられる施設等の整備・運用
	(3) 重要技術の海外展開のための施設等の整備・運用

2. 民間事業者による特定海外事業計画の策定

- (1) 民間事業者は、特定海外事業に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることを可能とする。
- (2) 主務大臣は、特定海外事業計画の認定に際し、国際協力銀行 (JBIC) に対し情報の提供を求めることを可能とする。
- (3) 認定を受けた事業者は、主務大臣やJBICからの支援を受けることを可能とする。

3. 主務大臣による支援

主務大臣は、認定特定海外事業者に対し、必要な情報の提供、助言等の支援を実施。

4. JBICによる支援 (JBIC法を以下のとおり改正)

- (1) JBIC法の目的規定に、認定特定海外事業の実施に必要な金融を行い、もって経済安全保障の推進に寄与することを追加。
- (2) JBICは、認定特定海外事業に対する出資等の業務について、他の業務と経理を区分し、勘定を設けて整理。
- (3) 認定特定海外事業に対する出資等の業務は、償還確実性・収支相償の原則の適用を受けないものとした上で、JBICは認定特定海外事業に劣後出資等を供与できることとし、民間資金の動員を図る。